

平成 2 7 年度実施方針

環境部
国際部

1. 件 名： クリーンコール技術海外普及展開等事業

2. 根拠法：

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第四号、第六号及び第九号

3. 背景及び目的・目標

(1) 事業の背景・目的

2014年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、石炭は我が国の重要なベースロード電源として位置づけられる一方で、石炭の高効率化技術等を国内のみならず海外でも導入を推進していくことにより、地球全体で環境負荷の低減と両立した形で利用していく必要があるとされている。

また同時に、従来使用されてきた石炭の資源量が減少しており、かつ産炭国での石炭需要が拡大している。今後も安定供給性と経済性を担保しつつ我が国で石炭を利用するために、石炭の高効率利用を海外で促進する必要がある。

本事業では、我が国の石炭利用における優れた技術力を強みに、我が国のクリーンコール技術（CCT）の実証事業等を海外で実施することにより、これらの技術を積極的に海外に展開・普及させるとともに世界の石炭関連市場でのビジネスを獲得する。これにより、我が国及び世界のエネルギーセキュリティの向上及びCO2排出量の削減並びに環境負荷の低減に貢献するとともに、我が国の経済成長や雇用創出につなげる。

また、海外の政府・企業とも連携し、実証事業等に取り組むことで、CCTが我が国の中核的な技術におけるフロントランナーとしての地位を確保することを目指す。

なお、個別実証事業ごとの背景・目的を別紙に記載する。

(2) 事業の目標

低炭素社会実現に向けた世界各国の取り組みにおいて、一次エネルギー源である石炭を高効率かつ低環境負荷で利用することが大きな潮流であり、我が国が保有する世界最高水準のCCTを実証事業等実施国において適用可能であることを示す。

なお、個別実証事業ごとの目標を別紙に記載する。

4. 事業内容

4. 1 平成 27 年度（委託）事業内容

(1) 石炭高効率利用技術共同実証事業（以下、石炭実証事業という。）

実証事業では、日本側の分担業務を NEDO から企業等に委託して実施するものとし、相手国政府等は、相手国分担業務をサイト機関等に指示、協力等を行うことにより実施する。個別実証事業の実施に当たっては、そ

の実施内容及び方法、業務分担等を NEDO と相手国政府等との間で決定する。

なお、個別実証事業ごとの事業内容を別紙に記載する。

石炭実証事業は、以下の区分に分けて実施する。

① 実証前調査

実証事業の実施に先立ち、必要に応じて実証前調査を実施する。実証前調査においては、実証事業を実施する上での適切なプランニング、設備、規模、方法、サイト機関及び普及の蓋然性、持続的なビジネス展開、CO₂ 排出削減効果等について調査し、相手国政府等との共同事業として適切に実施するための評価を行う。

② 実証事業

実証事業は以下の項目を一貫して実施する。

i 詳細調査・設計

事業計画やサイト・設備等の詳細調査を行うとともに、設備の基本設計・詳細設計を行う。

ii 製作・輸送

設備等の製作・輸送を行う。

iii 据付・試運転

日本側の技術指導の下、システム等の設置据付・試運転を行う。

iv 実証運転・普及活動

システムの実証運転を行い、設備の有効性を実証するとともに、相手国において普及活動を行う。

(2) 石炭高効率利用システム案件等形成調査事業（以下、石炭 FS 事業という。）

石炭高効率発電や石炭ガス化、排ガス処理技術、未利用炭利用、改質・乾燥技術、CO₂ 回収・貯留技術などの CCT を利用したシステムを対象とし、海外への普及の促進により我が国の経済成長と世界の CO₂ 削減の同時達成を図ることを目的として、我が国の CCT の普及に関するプロジェクトの創成や実施可能性に関する調査等を実施する。また、プロジェクトの実現のため、必要に応じて専門家の派遣、相手国専門家や意思決定者等の招聘を含め相手国政府機関等関係者との交流を通じた協力関係の構築を行う。

石炭 FS 事業は、以下の区分に分けて実施する。

① 可能性調査

プロジェクトの潜在的なニーズの見込まれる国や地域を対象に、プロジェクト創成に必要な基礎情報の収集等を行う。対象国や地域は、公募毎に設定する。

② 案件発掘調査

プロジェクトの潜在的ニーズのある国等において、複数の候補がある状況のもと、本調査により各種調査・試験及び概念設計を行い、具

体的なプロジェクトの発掘を行う。

③ 案件形成調査

プロジェクトの概略とプロジェクトサイトが決まっている案件を対象に各種調査・試験及び概念設計を行い、案件の形成及びプロジェクト具現化に向けた実現性の検討を行う。

④ 案件合理化調査

相手国がプロジェクト実施に向け強い意欲を示している案件を対象とし、合理化検討や補完調査を行う。

5. 2 平成 27 年度事業規模

委託事業

需給勘定 2,800 百万円（新規）
事業規模については、変動があり得る。

6. 事業の実施方式

6. 1 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDO ホームページ」で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の 1 か月前に NEDO ホームページで行う。

(3) 公募時期・公募回数

石炭実証事業については、各国政府機関及びサイト候補機関との調整が整い次第新規事業の公募を開始する。

石炭 FS 事業については、平成 27 年 3 月に行う。また、予算状況に応じ追加公募を適宜実施する。

(4) 公募期間

原則 30 日間とする。

(5) 公募説明会

川崎等で開催する。

6. 2 採択方法

(1) 審査方法

提案者の審査・選定は、提案者に対してヒアリング等を実施した上で、NEDOが設置する採択審査委員会（学識経験者、産業界出身者等の外部有識者で構成）等の審査を経て、NEDOが決定する。また、必要に応じて、検討技術内容に特化した技術検討委員会を開催する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

石炭高効率利用技術共同実証事業・・・・・・・・・・60 日間とする。

石炭高効率利用システム案件等形成調査事業・・・・45 日間とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO から提案者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、提案者の名称、実施テーマの名称を公表する。

7. その他重要事項

(1) 運営・管理

事業化が決定した案件については、適宜実施方針を改定する。

(2) 複数年度契約の実施

各案件の進捗に応じ、必要なものは複数年度契約を行う。

8. スケジュール

8. 1 本年度のスケジュール：

(1) 石炭高効率利用技術共同実証事業

また、各国政府機関及びサイト候補機関との調整が整い次第、新規事業の公募を開始する。

(2) 石炭高効率利用システム案件等形成調査事業

平成 27 年 3 月下旬・・・公募開始

4 月上旬・・・公募説明会

5 月上旬・・・公募締切

5 月下旬・・・契約・助成審査委員会

6 月上旬・・・採択決定

また、情勢の変化等に対応して、適宜追加公募を実施する。

8. 2 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、平成 27 年度中に平成 28 年度公募を開始する
場合がある。

9. 実施方針の改定履歴

(1) 平成 27 年 3 月 制定

(2) 平成 27 年 7 月 改定

(別紙)

1. 件名

ウクライナにおけるスチームタービンの効率向上実証

2. 背景及び目的・目標

2. 1 背景及び目的

ウクライナでは石炭火力発電所の多くが、建設から 40 年以上を経過し、設備の老朽化が進むなか、設備改修、更新のニーズが高まっている。加えて、東欧、中央アジア等では老朽化した既存の旧ソ連製のスチームタービンが多数設置されていることから、これらの国におけるスチームタービンの更新需要は大きく、実証事業の成果はウクライナのみならず、他の国への展開も期待できる。

平成 26 年の G7 サミットにおいて、我が国は、ウクライナに対し、老朽化した石炭火力発電所の効率改善に貢献する技術支援を行うことを表明している。同国の石炭埋蔵量は世界第 6 位であり、今後、日本の高効率石炭火力発電のインフラ輸出の拡大にも繋げることが期待できる。

同国において、老朽化した石炭火力発電所のスチームタービンを最新型のものへ更新を行い、効率改善、出力向上を図り、CO₂削減に寄与する。

2. 2 目標

同国でスチームタービンの更新を行い、我が国 CCT の有効性の検証を行う。

3. 事業内容

3. 1 事業期間

平成 27 年度～平成 30 年度

3. 2 平成 27 年度事業内容

同国で多く普及している旧ソ連製のスチームタービンのうち、200MW 及び 300MW クラスでそれぞれ改修事業を実施する。タービン段数増、高効率特別翼の採用、蒸気の漏洩を低減するシール構造の適用等により、性能の向上を行う。

3. 3 実施体制

